

👉 遺産整理サポートとは

相続手続きを相続人に代わって行うサービスです。

以下の項目に1つでも「はい」があったら、お近くの**りゅうぎん**窓口までご相談ください。

- | | | |
|----|-------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 相続手続きについて、何から始めたらいいのかわからない | はい <input type="checkbox"/> |
| 2 | 相続手続きについて、何が必要な書類なのかわからない | はい <input type="checkbox"/> |
| 3 | 相続手続きに必要な書類をまだ準備していない | はい <input type="checkbox"/> |
| 4 | 相続人が誰になるのかわからない | はい <input type="checkbox"/> |
| 5 | 相続財産がどのくらいあるのかわからない | はい <input type="checkbox"/> |
| 6 | 相続財産を文章にまとめていない | はい <input type="checkbox"/> |
| 7 | 相続財産の分け方について、相続人全員で決めていない | はい <input type="checkbox"/> |
| 8 | 相続財産の分け方のポイントがわからない | はい <input type="checkbox"/> |
| 9 | 相続人全員でまとめた相続財産の分け方を文章にまとめていない | はい <input type="checkbox"/> |
| 10 | 相続手続きを行う時間がない | はい <input type="checkbox"/> |

📌 ご注意事項

- 本サービスの内容、および本サービスにおいて当行がお客様に提供した内容は、法令等の改正により変更になる場合がありますのでご了承ください。
- 本サービスには当行所定の手数料が必要となります。また、司法書士手数料・登記費用・公正証書作成費用などの実費精算が必要となります。詳しくは以下「お問い合わせ先」までご連絡ください。

📞 詳しくはお近くの**りゅうぎん**窓口までお問い合わせください。 2019年10月1日 現在

りゅうぎんの 遺産整理 サポート

クエスチョン

Q 相続発生後、
10ヶ月以内に
何をすべきか
知っていますか？



答えはコチラ👉

相続発生時における主な手続きの流れ

ご利用前

| | | |
|-----------------|----|--|
| 相続発生 | — | 死亡届の提出 |
| | — | 公的年金・健康保険の手続き |
| | ▲ | 死亡保険金の請求手続き |
| | ▲ | 公共料金等の引落口座の変更等 |
| | ○ | 相続人の確定・戸籍謄本などの取得 |
| | — | 遺言書の有無の確認 |
| | △▲ | 自筆証書遺言の場合には家庭裁判所での検認手続き |
| | ○ | 相続財産の調査・把握 |
| 相続発生後 3ヶ月以内 | △▲ | 相続放棄・限定承認・単純承認の選択 ※期限は、相続開始を知った日の翌日から3か月以内 |
| 相続発生後 4ヶ月以内 | △ | 被相続人の取得税申告・納付(準確定申告) ※期限は、相続開始を知った日の翌日から4か月以内 |
| | ▲ | 遺産分割協議の実施(遺言書のない場合) |
| | △▲ | 分割協議の際の特別代理人等の選任 ※相続人に未成年者や意思表示が困難な方がいる場合 |
| | ○ | 遺産分割協議書の作成(遺言書のない場合) |
| | ○ | 預貯金・有価証券等の解約や名義変更 |
| | ○ | 不動産の相続登記 |
| | ○ | ゴルフ会員権等の各種権利の名義変更 |
| 相続発生後 10ヶ月以内 | △ | 相続税申告書の作成 |
| | △ | 相続税の申告・納付 ※期限は、相続開始を知った日の翌日から10か月以内 |

リゅうぎんの遺産整理サポートをご利用すると

相続人の負担が軽減されます！

ご利用後

| | | |
|-----------------|----|--|
| 相続発生 | — | 死亡届の提出 |
| | — | 公的年金・健康保険の手続き |
| | ▲ | 死亡保険金の請求手続き |
| | ▲ | 公共料金等の引落口座の変更等 |
| | | |
| | — | 遺言書の有無の確認 |
| | △▲ | 自筆証書遺言の場合には家庭裁判所での検認手続き |
| | | |
| 相続発生後 3ヶ月以内 | △▲ | 相続放棄・限定承認・単純承認の選択 ※期限は、相続開始を知った日の翌日から3か月以内 |
| 相続発生後 4ヶ月以内 | △ | 被相続人の取得税申告・納付(準確定申告) ※期限は、相続開始を知った日の翌日から4か月以内 |
| | ▲ | 遺産分割協議の実施(遺言書のない場合) |
| | △▲ | 分割協議の際の特別代理人等の選任 ※相続人に未成年者や意思表示が困難な方がいる場合 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 相続発生後 10ヶ月以内 | △ | 相続税申告書の作成 |
| | △ | 相続税の申告・納付 ※期限は、相続開始を知った日の翌日から10か月以内 |

相続に関する手続きの種類

- 公的機関等の手続き
- 相続財産関係の手続き
- 税金関係の手続き

当行がお手伝いできること

- 当行が遺産整理サポートで代行します
- △ 専門家の紹介によりお手伝いします
- ▲ 手続きの方法や相談先についてご案内します



遺産整理サポートってなんだろう？